和経協労働ハンドブック要約編

会員企業における労働諸条件

~平成 28 年版~

和歌山県経営者協会労働専門委員会

平成 28 年版•要約編

はじめに

1. 和経協労働ハンドブック「基礎編」につきましては、毎年詳細なアンケートに会員各位のご協力を賜り、ご好評のうちに発刊しています。同ハンドブックは本会会員企業各社の"労働諸条件"を集録しているものであり、133ページの内容の濃い冊子となっています。

このたび、基礎編のデータをもとに平均値等を分析した「労働ハンドブック要約編」の平成 28 年版を作成しましたので、 各社の労務管理を行う上でお役に立てれば幸いに存じます。

- 2. 本書は本年3月下旬に発刊した「和経協労働ハンドブック・基礎編」の中から主要10項目を要約したもので、その項目は、 次のとおりとなっています。
 - ①労務構成 ②県内企業の実際支給賃金(高卒・大卒) ③諸手当
 - ④時間外、休日、深夜労働、時間外深夜の割増率 ⑤労働時間
 - ⑥年間休日 ⑦パートタイマーの労働条件 ⑧女性の登用
 - ⑨ワークライフバランス ⑩年次有給休暇の取得率
- 3. 最後になりましたが、「和経協労働ハンドブック」の作成にあたりましては、今後ともよろしくご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 28 年 5 月

和歌山県経営者協会 労働専門委員会 委員長 片 山 尚 弘

目 次

◇ 概 要1	5. 労働時間19
1. 労務構成 ····································	6. 年 間 休 日 ·································
2. 県内企業の実際支給賃金	雇用人数、雇用契約期間、 1時間当たりの基本賃金
①高卒 ····································	8. 女性の登用
3. 諸 手 当 ·································	9. ワークライフバランス2410. 年次有給休暇の取得率25
4. 時間外、休日、深夜労働 時間外深夜労働の割増率 ·······17	(参考) 最低賃金一覧表

概要

1. 労務構成 [表 1・5 ページ参照]

アンケートについて 66 社 (県内本社 57 社、県外本社 9 社) から回答され、正社員数の合計は 15,516 人で、そのうち男性は 12,664 人 (81.6%)、 女性は 2,852 人 (18.4%) であり、労働組合 (従業員会) のある企業は 31 社 (47.0%) である。

管理職数の合計は 2,077 人 (正社員数合計の 16.2%) で、そのうち男性 2,000 人 (正社員数合計の 15.6%)、女性は 77 人 (正社員数合計の 0.6%) である。

1 か月の平均賃金は 317, 516 円で、うち基準内賃金 276, 538 円、基準外賃金 40, 978 円である。平均勤続年数は 14.4 年、平均年齢は 40.7 歳、平均扶養家族数は 1.2 人となっている。

2. 県内企業の実際支給賃金 (平成28年昇給前)

40歳の年収を業種別に見ると下記のようになる。(除、通勤手当、超過勤務手当)[表2・6ページ参照]

1)高卒

ᄺ	可十				
	業種		年収(千円)	業種	年収(千円)
	機 械・	金 属	4, 423	流 通	4, 425
	化 学・	石油	5, 179	木材	4, 161
	金	融	_	建設・土木	5, 293
	製紙·	印刷	3, 425	その他	_
	運	輸	4, 198		
	食	品	_	平 均	4, 492

②大卒

	業種			年収(千円)	業種		年収(千円)	
機	械	•	金	属	5, 440	流	通	4, 284
化	学	•	石	油	5, 561	木	材	5, 563
金				融	_	建	設·土木	5, 175
製	紙	•	印	刷	3,609	そ	の他	<u> </u>
運				輸	4,806			
食				品	_	平	均	4, 931

3. 諸手当

(1) **家族手当** [表 3・15 ページ参照]

配偶者に対しての家族手当の月平均は10,789 円である。県内本社企業の月平均は10,573 円、県外本社企業の月平均は12,271 円であり、 県外本社の平均の方が1,698 円高い。最高支給額は35,000 円、最低支給額は1,000 円である。

第1子に対しての平均は4,380円である。最高支給額は14,000円、最低支給額は200円であり企業により支給額は異なる。

(2) **役付手当(県内本社企業)** [表 4・15 ページ参照]

部長の平均役付手当額は月 96,588 円、部長代理(次長)72,629 円、課長 51,222 円、課長代理 37,646 円、係長 22,100 円、主任 16,242 円 となっている。

(3) 通勤手当 [表 5・16 ページ参照]

交通機関を利用する場合、集計可能な 24 社中 23 社が「全額(実費)支給」と回答した。交通用具を利用する場合は、集計可能な 36 社中 33 社が「距離に応じて支給」と回答した。ただし、これらの企業の中にも上限を設けている企業が 28 社、その平均は 26, 146 円であった。

(4) 食事手当 [表 6・16 ページ参照]

食事手当は、各社によりばらつきがみられるが、平均すると月額6,400円である。

(5) 住宅手当(県内本社) [表7・16ページ参照]

世帯主・妻帯者の住宅手当は、各社ばらつきがあるが、平均月額 10,118 円、独立単身生計者は平均月額 9,333 円となっている。最高支給額は世帯主、独立単身生計者ともに 25,000 円、最低支給額も世帯主、独立単身生計者ともに 1,500 円である。

4. 時間外、休日、深夜労働、時間外深夜労働の割増率

(1) 時間外割増率 [表 8・17 ページ参照]

集計可能な63社をみると、法定割増率「125%」が54社(85.7%)で最も多かった。県内本社企業54社のうち51社(94.4%)が「125%」、 県外本社企業9社では「125%」が3社(33.3%)、「130%」が2社(22.2%)であった。

(2) 法定休日の出勤 [表 9・17 ページ参照]

集計可能は 61 社をみると、法定割増率「135%」が 56 社 (91.8%) で最も多かった。県内本社企業 52 社中 50 社 (96.1%) が「135%」、県 外本社企業では 9 社のうち 6 社 (66.6%) が「135%」であった。

(3) 法定外休日の出勤 [表 10・17 ページ参照]

集計可能な 57 社をみると、法定割増率「125%」が 36 社 (63.1%) で最も多く、次いで「135%」が 16 社 (28.0%) で多かった。県内本社企業 48 社では、「125%」が 33 社 (68.7%)、県外本社企業 9 社では、「135%」が 4 社 (44.4%) であった。

(4) 深夜労働「表 11・18 ページ参照]

集計可能な51 社をみると、法定割増率「125%」が33 社(64.7%)で最も多かった。県内本社企業42 社では、「125%」が29 社(69.0%)、 県外本社企業9 社では「125%」が4 社(44.4%)であった。

(5) 時間外深夜労働 [表 12・18 ページ参照]

集計可能な 56 社をみると、法定割増率「150%」が 42 社 (75.0%) で最も多く、最高の「174%」までかなりのばらつきがみられた。県内本社企業 47 社では、「150%」が 39 社 (82.9%)、県外本社企業 9 社では、「150%」が 3 社 (33.3%) であった。

5. 労働時間(常日勤者) [表 13・19ページ参照]

集計可能な59社をみると、1日当り所定労働時間についての平均は、拘束8時間44分、実働7時間42分、休憩時間は1時間6分となっている。年間総労働時間については拘束2,212時間、実働1,970時間となっている。

県内本社企業 51 社の平均をみると、拘束 8 時間 45 分、実働 7 時間 41 分、休憩時間は 1 時間 7 分となっている。また、年間総労働時間については、拘束 2,222 時間、実働 1,980 時間となっている。

県外本社企業8社の平均をみると、拘束8時間39分、実働7時間45分、休憩時間は56分となっている。また、年間総労働時間については、 拘束2,149時間、実働1,915時間となっている。

6. 年間休日(常日勤者) [表 14・21 ページ参照]

集計可能な65社の平均年間休日数は109.8日で、最高日数は128日、最低日数は72日となっている。県内本社企業56社の平均は108.4日で、最高日数は128日、最低日数は72日であり、県外本社企業9社については、平均は118.9日、最高日数は126日、最低日数は100日となっている。

7. パートタイマーの労働条件

(1) パートタイマーの雇用人数 [表 15・22 ページ参照]

集計可能な 45 社のうち、パートタイマーの雇用人数について 25 社 (55.5%) が「10 人未満」と回答、次いで「50 人未満」が 9 社 (20.0%) であった。 県内本社企業 44 社では「10 人未満」と回答した企業が 24 社 (54.5%) であった。

(2) 雇用契約期間 [表 16・22 ページ参照]

集計可能な39社をみると、18社(46.1%)が「1年以内」、次いで「6か月以内」が12社(30.7%)であった。

(3) 1時間当たりの基本賃金 [表 17・22 ページ参照]

集計可能な45社をみると、1時間当たりの基本賃金の平均額は934円であった。最高金額は2,721円、最低金額は731円であった。

8. 女性の登用 [表 18・23 ページ参照]

集計可能な56社の役職者(4,557人)に占める女性の割合は7.2%(329人)であった。県内本社企業49社では8.0%、県外本社企業7社では2.3%であり、県内本社企業の方が女性役職者比率が高いという結果となった。また課長以上に占める女性の割合は全体で4.6%、県内本社企業で5.1%、県外本社企業で1.2%となった。

9. ワークライフバランス [表 19・24 ページ参照]

集計可能な66社に複数回答で実施している取り組みを聞いたところ、「時間外労働の事前申告制」が35社(53.0%)、次いで「仕事の進め方の見直し・効率化の推進」が33社(50.0%)であった。また、検討している取り組みについては、「仕事の進め方の見直し・効率化の推進」が19社(28.8%)、次いで「年休取得率目標の設定」「復帰支援・能力開発制度の充実」が各12社(18.2%)であった。

10. 年次有給休暇の取得率 [表 20・25 ページ参照]

集計可能な 63 社の平均の年次有給休暇(以下、有休)の取得率は 40.6%であった。県内本社企業 54 社の有休取得率の平均は 38.2%、県外本社企業 9 社の有休取得率の平均は 55.1%と大きく差が出た。

1. 労務構成 [表1]

(1)正社員の人数

	回答企業数 [社]			正社員数[人]	
		うち労働組合のある企業		男	女
全体	66	31 (47.0%)	15, 516	12, 664 (81. 6%)	2, 852 (18. 4%)
県内本社	57	24 (42.1%)	11, 171	8, 577 (76. 8%)	2, 594 (23. 2%)
県外本社	9	7 (77.8%)	4, 345	4, 087 (94. 1%)	258 (5.9%)

(2)管理職の人数

	管理職数[人]			
		男	女	
全体	2,077 (16.2%)	2,000 (15.6%)	77 (0.6%)	
県内本社	1,908 (17.2%)	1,833 (16.6%)	75 (0.7%)	
県外本社	169 (9.6%)	167 (9.5%)	2 (0.1%)	

^{* ()} 内は管理職の割合、分母は管理職について回答のあった61社(県内54社、県外7社)の正社員の人数

(3)平均賃金、平均勤続年数、平均年齢、平均扶養家族数

	平均賃金[円]			平均勤続 年数	平均年齢 [歳]	平均扶養 家族数
		基準内	基準外	[年]		[人]
全体	317, 516	276, 538	40, 978	14. 4	40.7	1.2
県内本社	311, 799	273, 467	38, 331	14. 2	41.0	1.2
県外本社	357, 536	298, 034	59, 502	15. 6	38.8	1.4

2. 県内企業の実際支給賃金(全体) [表2]

① 高卒 (常日勤)

業種	年齢•家族構成	所定内月額給与[円] (除通勤手当·超過勤務手当)⑦	賞与•一時金 [円] (年 間) 回	①×12+@ 計 [円] (年 報 酬)	月間平均超過 勤務時間 [h]
Δ	18歳 (初 任 給)	159, 257	268, 825	2, 126, 146	12.0
A	22歳 (独 身)	178, 317	676, 673	2, 681, 144	18. 1
機	25歳(″)	199, 356	701, 122	3, 015, 489	19. 3
械•	30歳(配偶者+子供2人)	233, 814	840, 459	3, 506, 155	16. 2
鉄	35歳(″)	262, 569	983, 544	3, 915, 801	13. 4
鋼	40歳(")	297, 911	1, 060, 262	4, 423, 136	24. 9
•	45歳(")	345, 366	1, 164, 947	5, 179, 906	22. 5
金属	50歳(")	352, 587	1, 268, 975	5, 246, 225	18.4
7124	55歳()	372, 912	1, 520, 743	5, 615, 497	28.0
В	18歳 (初 任 給)	165, 086	484, 017	2, 377, 050	8.2
化学	22歳 (独 身)	188, 761	831, 532	3, 096, 667	6.5
•	25歳(″)	210, 761	937, 744	3, 466, 876	7. 1
石 油	30歳(配偶者+子供2人)	264, 072	1, 090, 908	4, 259, 768	8.7
· 電	35歳(")	292, 952	1, 244, 944	4, 760, 369	15. 7
力	40歳(")	318, 900	1, 352, 593	5, 179, 397	8.2

業種	年齢・家族構成	所定内月額給与[円] (除通勤手当·超過勤務手当)①	賞与•一時金 [円] (年 間) 回	①×12+@ 計 [円] (年報酬)	月間平均超過 勤務時間 [h]
D	45歳(")	347, 981	1, 481, 722	5, 657, 497	17.4
· B 石油	50歳(")	394, 152	1, 643, 171	6, 372, 990	18.9
油	55歳(″)	411, 130	1, 702, 323	6, 635, 882	7.7
С	18歳 (初 任 給)	146, 500	256, 000	2, 014, 000	4.3
金融	22歳 (独 身)	167, 400	736, 952	2, 745, 752	3.8
沿出	25歳(")	189, 284	792, 273	3, 063, 675	6.0
D	18歳 (初 任 給)	144, 578	3, 333	1, 738, 265	38.0
D	22歳 (独 身)	167, 924	279, 500	2, 201, 425	30.5
製	25歳(″)	191, 150	321, 900	2, 508, 400	26.0
紙	30歳(配偶者+子供2人)	240, 650	454, 600	3, 190, 867	44.0
紙	35歳(")	253, 967	360, 500	3, 287, 933	37.0
器	40歳(")	269, 600	285, 350	3, 425, 433	26.0
•	45歳(″)	295, 883	382, 300	3, 805, 467	30.0
印刷	50歳(")	300, 300	361, 050	3, 844, 300	18.0
L'HIV	55歳()	273, 800	344, 350	3, 515, 167	30.0

業種	年齢・家族構成	所定内月額給与[円] (除通勤手当·超過勤務手当)①	賞与•一時金[円] (年 間) 回	①×12+@ 計 [円] (年報酬)	月間平均超過 勤務時間 [h]
	18歳 (初任給)	163, 889	342, 192	2, 251, 828	18.8
	22歳 (独 身)	182, 472	709, 912	2, 899, 576	22.8
	25歳 (")	195, 163	765, 450	3, 107, 400	23.3
E	30歳(配偶者+子供2人)	224, 850	961, 767	3, 659, 967	28.5
運	35歳 (")	247, 364	1, 014, 738	3, 983, 106	26. 5
輸	40歳 (")	254, 565	1, 143, 999	4, 198, 779	28.7
	45歳 (")	276, 080	1, 196, 108	4, 509, 068	26. 3
	50歳(")	301, 275	1, 227, 800	4, 120, 040	24. 7
	55歳 (")	337, 836	1, 408, 177	5, 462, 209	24. 5
F 食品	サ	ンプル数が1社もしくは報	告がなかったため表記せ	ず。但し、平均には含む。	
	18歳 (初 任 給)	164, 800	507, 500	2, 231, 350	10.2
G	22歳 (独 身)	190, 300	525, 500	2, 633, 933	19.0
流	30歳(配偶者+子供2人)	221,000	532, 500	3, 007, 000	20.0
通	35歳(")	265, 450	609, 667	3, 642, 650	11.3
厄	40歳 (")	318, 089	810, 733	4, 425, 118	15.4
	45歳(")	368, 218	919, 575	5, 338, 191	25. 3

業種	年齢•家族構成	所定内月額給与[円] (除通勤手当·超過勤務手当)①	賞与·一時金 [円] (年 間) 回	①×12+@ 計 [円] (年報酬)	月間平均超過 勤務時間 [h]
G 流	50歳(")	490, 500	1, 345, 000	7, 231, 000	40.0
通	55歳(")	363, 140	793, 750	4, 992, 680	24.7
	18歳(初 任 給)	133, 000	359, 500	1, 955, 500	1.0
	22歳(独 身)	146, 500	438, 000	2, 196, 000	17.0
	25歳(")	194, 250	537, 000	2, 868, 000	15. 5
Н	30歳(配偶者+子供2人)	227, 500	603, 500	3, 333, 500	15. 5
木	35歳(〃)	282, 900	656, 800	4, 051, 600	16.0
材	40歳(")	290, 525	675, 000	4, 161, 300	15. 5
	45歳(″)	313, 000	750, 000	4, 506, 000	15.5
	50歳(〃)	_	_		_
	55歳(")	381, 175	871, 500	5, 445, 600	0.0
	18歳(初 任 給)	169, 875	182, 667	2, 175, 500	12.6
Т	22歳(独 身)	192, 850	548, 375	2, 862, 575	29.0
J 建	25歳(″)	211, 467	547, 000	3, 084, 600	28.7
設	30歳(配偶者+子供2人)	283, 867	848, 000	4, 254, 400	69. 7
HX	35歳(")	303, 900	1, 021, 667	4, 668, 467	10. 2
	40歳(〃)	331, 067	1, 321, 167	5, 293, 967	19.9

業種	年齢•家族構成	所定内月額給与[円] (除通勤手当·超過勤務手当)①	賞与·一時金[円] (年 間) 回	①×12+@ 計 [円] (年報酬)	月間平均超過 勤務時間 [h]
Т	45歳(")	366, 733	1, 165, 667	5, 566, 467	28.0
J 建 設	50歳(")	406, 067	1, 250, 000	6, 122, 800	19.0
以	55歳(")	433, 933	1, 201, 667	6, 408, 867	22.0
そ の 化	サ	ンプル数が1社もしくは報	告がなかったため表記せ	ず。但し、平均には含む。	
	18歳(初 任 給)	160, 645	330, 809	2, 190, 693	13.3
	22歳 (独身)	181,662	668, 547	2, 772, 090	18.8
	25歳(")	203, 347	738, 896	3, 117, 486	17.5
平	30歳(配偶者+子供2人)	244, 315	865, 092	3, 681, 530	25.9
均	35歳(")	274, 809	980, 650	4, 152, 637	18.0
77)	40歳(")	297, 306	1, 069, 705	4, 492, 823	17.7
	45歳(")	332, 474	1, 148, 540	5, 052, 093	21.5
	50歳(")	348, 611	1, 229, 569	5, 246, 520	20.9
	55歳(")	373, 156	1, 320, 870	5, 620, 247	19.3

- 注) 1. 集計は単純平均による。
 - 2. 「一」はサンプル数が1社もしくは報告がなかったため表記せず。但し、平均には含む。
 - 3. この集計をもって和歌山県の平均とは言えません。目安としてご利用下さい。

② 大卒 (常日勤)

業種	年齢・家族構成	所定内月額給与[円] (除通勤手当·超過勤務手当)①	賞与·一時金 [円] (年 間) 回	①×12+@ 計 [円] (年報酬)	月間平均超過 勤務時間 [h]
Δ	22歳 (初 任 給)	189, 783	450, 457	2, 727, 847	28.2
A	25歳 (独 身)	206, 321	674, 457	3, 037, 894	27. 1
機械	30歳(配偶者+子供2人)	247, 379	853, 202	3, 821, 755	32.3
•	35歳(")	279, 885	1, 078, 473	4, 167, 479	37.5
鉄 鋼	40歳(")	346, 327	1, 284, 697	5, 440, 617	27. 1
•	45歳(")	409, 227	1, 610, 412	6, 521, 130	37.2
金 属	50歳(")	430, 617	1, 578, 994	6, 746, 398	14.2
7124	55歳()	442, 445	1, 581, 186	6, 890, 522	26.4
D	22歳 (初 任 給)	205, 748	643, 748	3, 041, 195	7. 1
В	25歳 (独 身)	217, 385	797, 395	3, 406, 015	8. 1
化学	30歳(配偶者+子供2人)	274, 001	1, 074, 998	4, 363, 008	9.9
٠	35歳(″)	308, 165	1, 217, 040	4, 915, 017	9.9
石 油	40歳(")	344, 404	1, 428, 760	5, 561, 608	6.6
•	45歳(")	390, 686	1, 548, 730	6, 236, 960	6.6
電力	50歳(")	431, 583	1, 716, 784	6, 895, 780	6.6
	55歳(")	432, 463	1, 751, 188	6, 940, 738	6.9

業種	年齢•家族構成	所定内月額給与[円] (除通勤手当·超過勤務手当)②	賞与·一時金[円] (年 間) 回	①×12+② 計 [円] (年報酬)	月間平均超過 勤務時間 [h]
С	22歳(初 任 給)	190, 446	331, 946	2, 617, 298	8.9
金 金	25歳 (独身)	202, 600	880, 704	3, 311, 904	13.4
融	30歳(配偶者+子供2人)	260, 478	1, 065, 896	4, 191, 626	19.8
<u> </u>	35歳(")	320, 188	1, 290, 423	5, 132, 673	21.7
D	22歳 (初 任 給)	171, 250	-	2, 055, 000	24. 0
	25歳 (独身)	190, 375	_	2, 284, 500	24. 0
製紙	30歳(配偶者+子供2人)	239, 650	_	2, 875, 800	24. 0
	35歳(")	248, 567	_	2, 982, 800	26. 0
紙 器	40歳(")	300, 800	_	3, 609, 600	24.0
	45歳(")	322, 475	_	3, 869, 700	24. 0
印 刷	50歳(〃)	300, 300	_	3, 603, 600	25. 5
ti-div	55歳(")	283, 100	_	3, 397, 200	47.0
	22歳(初 任 給)	188, 678	434, 163	2, 589, 752	32.0
E	25歳 (独身)	200, 698	791, 868	2, 718, 564	22.0
運	30歳(配偶者+子供2人)	241, 390	1, 013, 069	3, 909, 749	35. 0
輸	35歳(")	269, 213	1, 053, 740	4, 284, 290	35. 0
	40歳(")	299, 374	1, 213, 914	4, 806, 399	35. 0

業種	年齢•家族構成	所定内月額給与[円] (除通勤手当·超過勤務手当)①	賞与·一時金[円] (年 間) 回	⑦×12+@ 計 [円] (年報酬)	月間平均超過 勤務時間 [h]
E	45歳(")	326, 383	1, 295, 355	5, 211, 955	30.0
運	50歳(")	362, 253	1, 324, 089	5, 671, 119	30.0
輸	55歳(")	382, 695	1, 513, 102	6, 105, 442	30.0
F 食品	サ	ンプル数が1社もしくは報	告がなかったため表記せ	ず。但し、平均には含む。	
	22歳 (初 任 給)	185, 908	399, 233	2, 430, 517	21.6
	25歳 (独身)	183, 194	747, 667	2, 945, 999	25.7
G	30歳(配偶者+子供2人)	233, 930	808, 920	3, 616, 080	19.9
流	35歳(")	257, 063	893, 700	3, 978, 450	24. 3
通	40歳(")	283, 124	1, 109, 225	4, 284, 868	26.8
便	45歳(")	312, 663	1, 245, 100	4, 997, 050	29. 6
	50歳(")	369, 057	1, 344, 675	5, 504, 422	29.8
	55歳(")	361, 766	1, 333, 438	5, 674, 633	23.7
ŢŢ	35歳(配偶者+子供2人)	266, 925	667, 500	3, 870, 600	16.0
H 木 材	40歳(")	286, 025	693, 800	4, 126, 100	17.5
/ ×]	50歳(")	393, 750	838, 500	5, 563, 500	1.0

業種	年齢・家族構成	所定内月額給与[円] (除通勤手当·超過勤務手当)①	賞与·一時金[円] (年 間) 回	①×12+@ 計 [円] (年報酬)	月間平均超過 勤務時間 [h]
	22歳(初 任 給)	201, 500	330, 000	2, 583, 000	13. 7
т	25歳 (独身)	224, 667	634, 333	3, 330, 333	61.0
建	35歳(配偶者+子供2人)	313, 667	994, 000	4, 758, 000	3.9
設	40歳(")	350,000	975, 000	5, 175, 000	-
叹	45歳(")	366, 433	1, 242, 333	5, 639, 533	16.7
	55歳(")	506, 000	1, 805, 000	7, 877, 000	1.5
そ の 化	J	ンプル数が1社もしくは報	告がなかったため表記せ	ず。但し、平均には含む。	
	22歳(初 任 給)	193, 346	441, 188	2, 657, 531	17.2
	25歳 (独身)	206, 247	698, 420	3, 052, 391	24. 1
	30歳(配偶者+子供2人)	251, 669	857, 000	3, 847, 470	20.9
平	35歳(")	284, 885	997, 327	4, 308, 127	22. 1
均	40歳(")	322, 444	1, 137, 760	4, 931, 241	19. 1
	45歳(")	369, 184	1, 315, 582	5, 698, 802	21.6
	50歳(")	397, 766	1, 379, 223	6, 018, 936	15. 9
	55歳(")	401, 759	1, 446, 288	6, 164, 089	20.6

- 注) 1.集計は単純平均による。
 - 2. 「一」はサンプル数が1社もしくは報告がなかったため表記せず。但し、平均には含む。
 - 3. この集計をもって和歌山県の平均とは言えません。目安としてご利用下さい。

3. 諸 手 当

(1) 家族手当 [表3]

()内は社数

	平均	最高	最低		県内本社			県外本社	
	平均	取问	取仏	平均	最高	最低	平均	最高	最低
配偶者	10, 789円	35,000円	35,000円 1,000円		35,000円	1,000円	12, 271円	23, 500円	4.000
	(55)	33, 000 1	1,000 1	(48)	33,000[]	1,000 1	(7)	23, 500 □	4,000円
第1子	4, 380円	14,000円	200円	4,088円	10,000円	200円	6, 386円	14,000円	1,500円
舟1丁	(55)	14,000円	200円	(48)	10,000円	200円	(7)	14,000円	1, 500]
第2子	4,071円	14 000⊞	200円	3,733円	10 000 P	6, 386円	14 000⊞	1 FOOTH	
₩2丁	(55)	14,000円	200円	(48)	10,000円	200円	(7)	14,000円	1,500円
学 9 才	4,072円	14 000 H	гоош	3,668円	10 000 H	FOOTH.	6, 386円	14 000 III	1 F00III
第3子	(47)	14,000円	500円	(40)	10,000円	500円	(7)	14,000円	1,500円

(2) 役付手当 (県内本社) [表4]

()内は社数

部長		部長代理(次長) 課 長		果長	課長代理		係長		主任		
(32)	96,588円	(34)	72,629円	(38)	51,222円	(25)	37,646円	(30)	22,100円	(31)	16,242円

(3) 通勤手当(全体) [表5]

イ. 交通機関利用

全額(実費) 支給	一定額まで支給し、 それを超える部分は 1/2支給	一定額まで支給し、 それを超える部分は 個人負担
23社	1社	0社

口. 交通用具利用

距離に応じて支給	一律支給
33社	3社

ハ. 限度額

[]内は最小値~最大値

	月額	(平均)
(28)	26, 146円	[5,500~60,000円]

分	分布状況 ~10,000円未済		~20,000円未満	~30,000円未満	~40,000円未満	40,000円以上
社	数	2社	8社	9社	4社	5社

(4) 食事手当(全体) [表6]

[]内は最小値~最大値

	日額	(平均)		月額	(平均)
(3)	283円	[150~500円]	(5)	6,400円	[2,500~15,000円]

(5) 住宅手当(県内本社)[表7]

[]内は最小値~最大値

	世帯主・妻帯	芳者等(平均)		独立単身生	計者(平均)
(17)	10,118円	[1,500~25,000円]	(15)	9, 333円	[1,500~25,000円]

4. 時間外、休日、深夜労働、時間外深夜労働の割増率

(1)時間外割増 [表8]

単位…社

割増率	125%	127%	128%	130%	131%	135%	計
県内本社	51	0	1	1	0	1	54
県外本社	3	2	0	3	1	0	9
全体	54	2	1	4	1	1	63

(2)法定休日出勤 [表9]

単位…社

						1 1 1 1 1 1 1 1 1
割増率	135%	136%	140%	145%	150%	計
県内本社	50	0	1	0	1	52
県外本社	6	1	1	1	0	9
全体	56	1	2	1	1	61

(3) 法定外休日 [表10]

単位…社

割増率	125%	130%	135%	140%	145%	150%	計
県内本社	33	1	12	1	0	1	48
県外本社	3	1	4	0	1	0	9
全体	36	2	16	1	1	1	57

(4)深夜労働 [表11]

単位…社

割増率	125%	127%	128%	130%	133%	135%	140%	143%	150%	計
県内本社	29	1	1	2	0	3	1	0	5	42
県外本社	4	0	0	2	0	0	2	1	0	9
全体	33	1	1	4	0	3	3	1	5	51

(**5)時間外深夜労働** [表12]

単位…社

												1 1 1 1 1 1 1
割増率	150%	152%	153%	155%	160%	161%	163%	167%	168%	170%	174%	計
県内本社	39	1	1	1	2	1	0	0	1	1	0	47
県外本社	3	1	0	0	2	0	0	1	0	1	1	9
全体	42	2	1	1	4	1	0	1	1	2	1	56

5. 労働時間(常日勤者) [表13]

① 平 均

		1日当り所定労働時間	年間総労働時間(h)			
	拘束	実働	休憩	拘束	実働	
全体	(59) 8時間 44分	(60) 7時間 42分	(59) 1時間 6分	(53) 2, 212	(54) 1,970	
県内本社	(51) 8時間 45分	(51) 7時間 41分	(51) 1時間 7分	(46) 2, 222	(46) 1,980	
県外本社	(8) 8時間 39分	(9) 7時間 45分	(8) 56分	(7) 2, 149	(8) 1,915	

② 業種別(県内本社)

()は、社数

業種		1日当り所定労働時間	間	年間総労働時間(h)			
未性	拘束	実働	休憩	拘束	実働		
機械・金属	(10) 8時間 55分	(10) 7時間 53分	(10) 1時間 2分	(10) 2, 225	(10) 1,988		
化学・石油	(11) 8時間 39分	(11) 7時間 37分	(11) 1時間 1分	(10) 2, 151	(10) 1,906		
金融	(1) 8時間 40分	(1) 7時間 40分	(1) 1時間 0分	_	_		
紙器・印刷	(3) 9時間 0分	(3) 7時間 55分	(3) 1時間 5分	(3) 2, 319	(3) 2,040		
運輸	(6) 8時間 58分	(6) 7時間 51分	(6) 1時間 3分	(5) 2, 360	(6) 2,053		
食 品	(1) 8時間 20分	(1) 7時間 20分	(1) 1時間 0分	(1) 2, 233	(1) 1,965		
流通	(9) 8時間 32分	(9) 7時間 36分	(9) 1時間 11分	(8) 2, 218	(8) 2,026		

	業種		1日当り所定労働時間						年間総労働時間(h)			
未但		拘束		実働		休憩		拘束		実働		
木	材	(3)	9 時間 12 分	(3)	7 時間 55 分	(3)	1 時間 17 分	(2)	2, 347	(2)	2, 123	
建	設	(5)	8 時間 50 分	(5)	7 時間 37 分	(5)	1 時間 31 分	(5)	2, 211	(4)	1, 961	
そ	の他	(2)	7 時間 45 分	(2)	6 時間 38 分	(2)	1 時間 8分	(2)	1, 993	(2)	1, 713	

③ 業種別(県外本社)

()は、社数

業種		1 日当り所定労働時間	年間総労働時間(h)			
来 性	拘束	実働	休憩	拘束	実働	
機械・金属	(2) 8時間 33分	(2) 7時間 48分	(2) 45 分	(1) 2, 106	(1) 1,922	
化学・石油	(4) 8時間 31分	(4) 7時間 33分	(4) 59分	(4) 2,098	(4) 1,855	
運輸	(1) 9時間 0分	(2) 8 時間 0分	(1) 1時間 0分	(1) 2, 385	(2) 2,028	
その他	(1) 9時間 0分	(1) 8時間 0分	(1) 1時間 0分	(1) 2, 160	(1) 1,920	

6. 年間休日(常日勤者) [表14]

① 全 体

()は、社数

平均	最高	最 低
109.8日 (65)	128日	72日

② 県内本社

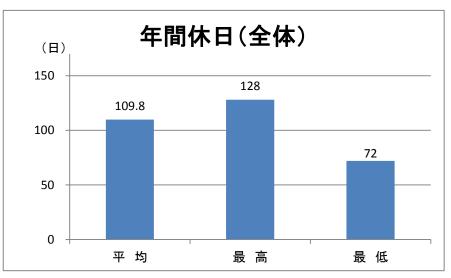
()は、社数

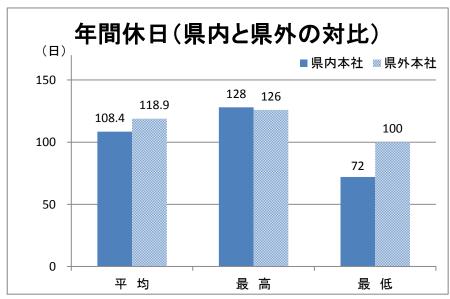
平 均	最高	最 低
108.4日 (56)	128日	72日

③ 県外本社

() は、社数

平均	最 高	最 低
118.9日 (9)	126日	100日





7. パートタイマーの労働条件

(1)パートタイマーの雇用人数 [表15]

単位:社

	10人未満	50人未満	100人未満	200人未満	300人未満	300人以上	計
県内本社	24	9	3	3	2	3	44
県外本社	1	0	0	0	0	0	1
全体	25	9	3	3	2	3	45

(2)雇用契約期間 [表16]

単位:社

	3か月以内	6か月以内	1年以内	無	計
全体	3	12	18	6	39

(3)1時間当りの基本賃金 [表17]

()は、社数

			() () () ()
	平 均	最 高	最 低
全体	934円 (45)	2, 721円	731円

8. 女性の登用 [表18]

①全 体

I				役職者合計 [人]		
			役員	部長	課長	係長·主任
	全体	4, 557	294	322	1, 593	2, 348
		329	18	5	80	226
	プロ女性	(7.2%)	(6. 1%)	(1.6%)	(5.0%)	(9.6%)

※課長以上に占める女性の割合・・・4.6%

②県内本社

			役職者合計 [人]						
			役員	部長	課長	係長·主任			
全	全体	3, 948	276	255	1, 424	1, 993			
ふた。		315	18	5	77	215			
16.	女性	(8.0%)	(6. 5%)	(2.0%)	(5.4%)	(10.8%)			

※課長以上に占める女性の割合・・・5.1%

③県外本社

			役職者合計 [人]		
		役員	部長	課長	係長·主任
全体	609	18	67	169	355
うち女性	14	0	0	3	11
プラダ注	(2. 3%)	(0.0%)	(0.0%)	(1.8%)	(3.1%)

※課長以上に占める女性の割合・・・1.2%

9. ワークライフバランス(全体) [表19]

単位:社

	(育児・介護休業等) 法定を上回る両立支援制度	配偶者出産休暇制度	ノー 残業デー の設定	時間外労働の事前申告制	退社目標時間の設定部署や個人ごとの	・効率化の推進仕事の進め方の見直し	計画的年休付与制度	年休の連続取得制度	年休取得率目標の設定	制度の充実復帰支援・能力開発	フレックスタイム制度	裁量労働制	在宅勤務・テレワーク	専門部署の設置等	託児所の拡充	柔軟に現場で対応制度は設けず、
実施	24	32	15	35	10	33	14	12	6	10	9	6	4	5	0	16
中	36. 4%	48.5%	22. 7%	53.0%	15. 2%	50.0%	21.2%	18. 2%	9.1%	15. 2%	13.6%	9.1%	6. 1%	7. 6%	0.0%	24. 2%
検 討	8	2	8	8	11	19	11	4	12	12	1	4	3	2	2	11
中	12.1%	3.0%	12.1%	12.1%	16. 7%	28.8%	16.7%	6. 1%	18.2%	18.2%	1.5%	6. 1%	4. 5%	3.0%	3.0%	16.7%

^{*}複数回答で企業に質問。回答企業数は66社

10. 年次有給休暇の取得率 [表20]

① 全 体

()は、社数

平均	最高	最 低
40.6% (63)	95.0%	0.0%

② 県内本社

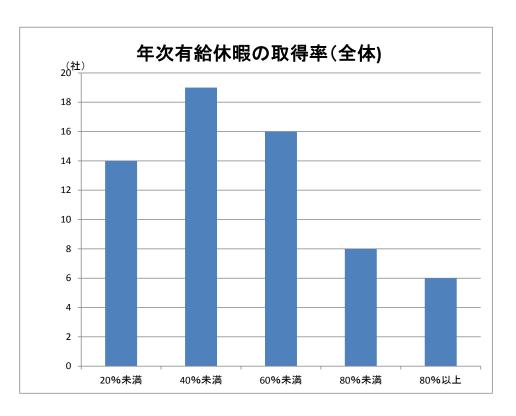
() は、社数

平均	最高	最 低
38. 2% (54)	95.0%	0.0%

③ 県外本社

()は、社数

平均	最高	最 低
55. 1% (9)	94.8%	5.3%



取得率=取得資格のある労働者の取得日数 / 付与日数 × 100 * 付与日数には繰越日数を含まない。

最低賃金一覧表

和歌山労働局賃金室

				10000000000000000000000000000000000000			
最	最低賃金の名称 アスティ	時間額	効力発生の日	適用される労働者の範囲			
地 域 別	和 歌 山 県 最 低 賃 金	7 3 1 円	Н27. 10. 2	和歌山県最低賃金は和歌山県内の事業所で働く全ての労働者に適用される。ただし、下欄に掲げる産業別最低賃金の適用を受ける労働者は該当する産業別最低賃金が適用される。			
産業	和 歌 山 県 鉄 鋼 業 最 低 賃 金	849円	H27. 12. 31	和歌山県の地域内で鉄鋼業(鉄素形材製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。)を営む使用者に使用される労働者。			
別 最 低 賃 🗸	和 歌 山 県 百 貨 店 総合スーパー 最 低 賃 金	780円	H28. 1. 3	和歌山県の地域内で百貨店、総合スーパー、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店、総合スーパーに分類されるものに限る。)を営む使用者に使用される労働者。			
金	次に該当するものについては、産業別最低賃金の適用から除外され和歌山県最低賃金が適用されます。						
	(1) 18 歳未満又は	: 65 歳以上の者		(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中の者			

(注1)最低賃金は常用労働者のみでなく、臨時・パートタイマーなどにも適用されます。

(3) 清掃又は片付け業務に主として従事する者

- (注2)最低賃金の賃金には、次に該当する賃金、手当は 算入されません。
 - ・臨時に支払われる賃金時間外、休日、深夜労働に 対する割増賃金
 - ・1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金
 - ・時間外、休日、深夜労働に対する割増賃金
 - ・精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

- (注3)最低賃金額と対象となる賃金額との比較は
- ① 時間給の場合 時間給 ≧ 最低賃金額
- ② 日給の場合 日給÷1日所定労働時間≥最低賃金額
- ③ ①,②以外(週給・月給等)の場合

賃金額を時間当たりの金額に換算し、最低賃金額と比較します。 月給制の場合は、次のような計算式を用いて計算します。

月給額 × 12ヶ月 年間総所定労働時間 ≥ 最 低 賃 金 額

和経協労働ハンドブック要約編

~ 平成 28 年版 ~

発行 和歌山県経営者協会

〒640-8152 和歌山市十番丁 19 番地 Wajima 十番丁 3 階

電 話 073-431-7376

F A X 073-422-0416